

1 日 時

令和8年10月10日(土) 午前10時～午後4時
11日(日) 午前10時～午後4時

2 会 場

荒川河川敷「虹の広場」 足立区千住五丁目20番先

3 主 催 者

一般財団法人足立区観光交流協会・足立区

4 申込方法

- ・提出書類 **①出店申込書 ②暴力団照会資料（別紙2-1・2、別紙3）**
※ ②は公務員のみで従事される団体または売上が発生しない団体は提出不要
- ・提出期限 **令和8年8月5日(水) 必着**
- ・提出方法 持参・郵送・FAX等
- ・提出先 一般財団法人足立区観光交流協会事務局 (kyoukai@kanko-adachi.jp)
120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所内 南館4階
TEL 3880-5853 FAX 3880-5769

5 出店要件

下記の内容に限って出店を認めます。出店者の募集・決定方法については別に定めます。

※ 現場での調理加工がある団体は、エコ容器の使用が必須となります。詳しくは、当要領「9」をご確認ください。

- (1) 区内在住・在勤・在学の方で構成された団体
- (2) 足立区商店街振興組合連合会加入の商店街もしくは商店体

6 暴力団照会資料の提出（東京都暴力団排除条例による）

- ・ 「出店責任者とその従事者」が暴力団関係者でないことを警察に照会します。
- ・ **別紙「暴力団照会資料（別紙2-1・2、別紙3）」**をご記入いただき、出店申込書と併せてご提出ください。（記入例をご参照ください。）
※ 公務員のみで従事される団体または売上が発生しない団体は提出不要です。
- ・ 「出店者」が暴力団関係者であると判明した場合は、出店を取消といたします。
- ・ **申込書提出以降の従事者の追加はできません。**
（当日従事する可能性のある方全員のご記入をお勧めいたします。）
- ・ 当日、身分証明書の提示による従事者の確認を当職員が行う場合があります。
- ・ 名簿に記載の従事者以外の方または身分証明書をお持ちでない方は、従事の取り止めもしくは出店を取消といたします。
- ・ 虚偽の報告を行っていると主催者が認めた場合は、当要領16（1）と同様とします。

7 結果通知

応募者には文書にて当落の結果を通知します。（8月中旬発送予定）

当選した団体は、事前説明会にご出席ください。

8 事前説明会および出店場所の抽選会（当選団体のみ）

日時	令和8年8月18日（火）午後～（予定）※時間は後日連絡いたします。
会場	足立区役所南館8階 特別会議室（予定）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時出店に伴う食品衛生に関する説明 ・車両の搬出入経路および駐車場についての説明、その他注意事項等 ・出店場所を決める抽選会
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・都合により当説明会にご出席いただけない場合、出店場所を主催者にて決定させていただきます。 ・ご出席いただけない場合は、必ず事前に担当者までご連絡ください。 ・ご連絡がない場合、出店キャンセルとなりますので、ご了承ください。 ・車でご来庁の場合、近隣の有料駐車場をご利用ください。

9 出店条件（リユース容器・エコ容器の用意必須）

現場での調理加工がある出店者は、リユース容器または紙製等のエコ容器のみの使用が出店条件となります。

別紙、**出店申込書内の「エコ容器」欄に使用するエコ容器の素材等**を記載の上、お申込ください。

※ **食品提供時の容器のみエコ容器必須です。**（スプーン、フォーク等の食器、レジ袋等は可能な範囲で使用しないよう、ご協力ください。）

※ リユース容器やエコ容器をご用意いただけない場合は出店いただけません。

※ エコ容器の詳細については、別紙「ご出店の皆様へSDGsへの取組のお願い」をご参照ください。

10 出店料

出店形態	出店料（2日間）	備考
調理加工あり	49,500円（税込） (45,000円+消費税10%)	・テント半分（幅2.7m×奥行3.6m）の出店スペース
調理加工なし 【既製品販売のみ】 ※ 給排水設備不要	38,500円（税込） (35,000円+消費税10%)	

※ 出店料のお支払い方法等については、後日ご連絡いたします。

※ 荒天等によりイベント日の両日が中止となった場合のみ、主催者が決定する額について返還いたします。イベント日のどちらか一方が開催された場合には、返還いたしません。ご了承ください。

11 出店場所

公開抽選により決定します。

12 販売品目

販売することができる品目は、以下のものとします。

品目	備考
保健所が販売を認める飲食物	出店申込書を基に主催者から一括申請
酒類 ※提供方法によって条件あり ※詳しくは主催者までお問い合わせください。	【注ぐまたは開栓して提供する場合】 →税務署への届出不要 【未開栓のまま提供する場合】 →酒類製造者または酒類販売業者であることかつ、出店者から税務署へ届出をすることが必要
貴金属等の高価なものを除く物品	-
その他、販売許可を要しない物品	東京都青少年健全育成条例に指定された不健全指定がん具類（通称エアガン）刃物は、販売不可

13 飲食物の取り扱いについて

足立保健所の事前審査で認められた品目以外の販売はできません。主催者が一括して「出店申込書」の写しを保健所に送付し、個々の出店者ごとに事前審査が行われます。審査により認められなかった品目があった場合、主催者より連絡いたします。

- (1) 食べ物の原材料および管理には十分注意して常に新鮮なものを使用してください。
- (2) 食品の事前調理・長期保存は避け、仕込み行為は衛生的な場所で当日行ってください。
- (3) 生もの(刺し身、すし等)や生クリームの取り扱いは禁止します。
- (4) 基本的に加熱処理をしていない飲食物の提供は一切禁止します。
- (5) 調理に使用する水と食器洗浄用の水は明確に区別してください。
- (6) プロパンガスは必要に応じて各自ご用意ください。火気の管理には十分注意してください(消火器は主催者が準備します)。当日は、消防署による立ち入り検査が実施されます。
- (7) 手・指を消毒するための消毒用薬品を備えてください。
- (8) 食材・調理品・調理場付近を無人にすることがないように、常に注意してください。

※ **ひとつのテントで調理加工できるのは原則食べ物1品目、飲み物1品目までとし、出店申込書提出後の出店内容の変更は原則、認めません。**

※ 加温、小分け、注ぐ等も「調理加工」にあたります。包装された食品をそのまま販売する場合のみ「販売」になります。

※ 詳しくは「イベントに出店し食品を提供する皆様へ」をご参照ください。

※ ご不明な点は保健所にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 足立保健所生活衛生課 食品保健係 03-3880-5363
食品監視係 03-3880-5364

どちらの係でも食品の取り扱いについてのご相談を受け付けています。

14 アレルゲン表示について

アレルギー事故防止のため、アレルゲン表示の徹底をお願いいたします。

食品に含まれるアレルゲン(特定原材料8品目+特定原材料に準ずる20品目)について、正確な情報を把握し、別添資料を参照の上、ブース内の目立つところにアレルゲン表示を掲出してください。なお、包装された食品の販売にも、アレルギー表示が必要です。

※ 事故防止のため、**テント外での試食の提供は一切禁止**といたします。

※ アレルゲン表示に関して、主催者の指示に従わない場合は、当要領「18(1)」と同様といたしますので、あらかじめご了承ください。

15 設 備

- (1) テント 1コマは1テントの1/2(間口2.7m×奥行3.6m) ※仕切幕なし
【2コマで1テント(間口5.4m×奥行3.6m)】
※ 主催者が設営するテント以外の使用は認めません。
- (2) 机 1コマにつき**1台**(幅180cm×奥行45cm×高さ80cm程度)
- (3) 椅子 1コマにつき**2脚**
※ 机・イスの追加を希望する場合は、出店申込書にご記載ください。
(希望数を用意できない場合がございます。あらかじめ、ご了承ください。)
※ 当日の追加貸し出しは行いません。
- (4) 給排水設備 **主催者が1台準備**(現場で調理加工がある場合のみ)
※ **こちらは手洗い専用**です。調理等での使用はできません。
※ 飲食物の調理加工のある出店者はテント内に必ず備え付けてください。
※ イベント開始時は主催者が給水いたします。イベント中の給水は各出店者でご対応をお願いいたします。
※ 排水は会場内に主催者が用意する回収容器に入れてください。その他の場所に排水を捨てないように、お願いいたします。
- (5) 消火器 **主催者が準備**(火気(プロパンガス)使用テントのみ)

(6) 電 源 **主催者が準備** (原則 2 k w まで)

※ ジェネレータ (小型発電機) 等の自前持込は禁止します。電源設備は、主催者側で用意します (事前の申込書で使用するとした団体のみ)。

16 搬 出 入

(1) 時間

① 搬入 10日(土) 午前8時から午前9時まで

11日(日) 午前8時30分から午前9時30分まで

② 搬出 10日(土) 午後5時から午後6時まで

11日(日) 午後5時から午後7時まで

※ 搬出入の時間・経路を厳守してください。なお、当日の会場の状況により変更する場合があります。

※ 当日、早めに営業を終了した場合でも、来場者の安全確保のため、搬出時間よりも前に車両を会場内に入れることは認めません。

※ 車両進入禁止区域には絶対に乗り入れないでください。

(2) 車両

会場内に乗り入れ可能な台数は、**出店1団体につき原則1台です。**

所定の通行証を後日交付します。搬出入口通行の際に警備員に通行証ご提示ください。通行証のない車両は会場内に入れません。

(3) 駐車場

通行証のない車両は駐車場内に入れません。駐車場の場所については、9月中旬頃配付予定の案内図をご参照ください。

※ 指定の駐車場以外での駐車はできません。

※ **通行証は駐車場の確保を保証するものではありません。**駐車場が満車となった時など、**駐車できない場合があります。**予めご了承ください。

(4) 留意事項

① 人身事故・物損事故のないよう注意願います。タイルブロック・樹木・芝生・透水管・光ファイバーケーブル等の会場施設や主催者が用意した物品・設備等に損害を与えた場合には実費にて原状回復していただきます。

② 場内放送用のケーブル線、電源供給のための電線等に接触または断線しないよう頭上に十分注意のうえ車両通行願います。物損事故発生の場合は実費弁償していただきます。

③ 会場周辺への路上駐車は絶対にしないでください。違反車両については直ちにレッカー移動措置を警察に依頼します。

17 物品管理

(1) 出店の準備と撤収作業はイベント当日のみ可能です。

(2) 物品の管理は各出店者の責任となります。紛失・毀損した場合等の責任は負いません。

特に2日間出店する場合、盗難や荷崩れ、侵入者による盗難・悪戯等を防止するために十分配慮願います。貴重品・高級品などはお持ち帰りいただくことをお勧めします

(3) 食材関係については、すべてお持ち帰りください。調理器具も、やむを得ない場合を除いてお持ち帰りをお願いいたします。会場内に残す場合は、万全の注意をお願いいたします。

(4) テント内の後片付け・清掃は念入りに行い、原状復帰をお願いいたします。

18 注意事項

(1) 円滑なイベント運営のため、主催者からの指示にはただちに従ってください。指示に従わない場合には、その場で出店許可を取り消します。その際、出店料は返還しません。また、出店者の仕入れやその他経費等について、主催者は一切負担しません。なお、出店許可を取り消した場合、次回以降の足立区観光交流協会が主催するイベントへの出店は認めませんので、ご注意ください。

- (2) 保健所および消防署から不備を指摘された場合にはただちに是正してください。指導に従わない場合は出店許可を取り消します。
- (3) イベントの趣旨から逸脱するような販売行為、販売数量等をご遠慮ください。
- (4) **主催者が用意したテーブル1台分(幅45cm)のテント前面スペースのみテント外の販売を認めます。テント側面、背面での販売は認めません。**
- (5) 売り歩きや各自のテント前以外でのビラ配りなどの営業行為は禁止です。
- (6) **テント内での喫煙および飲酒はおやめください。近年、来場者から出店者の喫煙及び飲酒に対し、ご意見等が多数寄せられています。**
- (7) 搬出時間に影響が出ますので、営業時間は厳守してください。
- (8) テントの高さをはるかに越える看板やのぼり等、過剰な広告掲示をご遠慮ください。
- (9) テントから出たごみおよび出店者が出したごみは、各開催日ごとに出店者が責任をもってお持ち帰りください。
- (10) 出店に関する権限について、他の者に転貸または営業委託、もしくは名義貸し等を行うことは禁止いたします。
- (11) イベント当日、来場者もしくは出店者同士のトラブル等について、主催者は一切責任を負いません。
- (12) 原則、出店責任者は出店場所に常駐し、緊急時等に主催者と連絡が取れる体制を整えてください。
- (13) 火気(油)を使用する団体は、床をブルーシート等で養生するようお願いいたします。
- (14) 出店許可の取消が行われた場合、出店者の仕入れや、その他経費等の一切につき、主催者は負担いたしません。
- (15) 本イベントの実施に伴い入手する個人情報や知り得た情報等は、本事業を共催する足立区との協定に基づき、足立区に提供する場合があります。

19 雨天時の対応

- (1) 出店の判断は各出店団体で決定してください。ただし、出店を取りやめた場合でも、各種イベントが行われている場合、出店料は負担していただきます。
- (2) 出店を取りやめる場合は、必ず当日8:30までに下記の携帯電話まで連絡をしてください。**連絡先 090-8453-8368(物産展開催日のみ通話可能)**
- (3) 天候等に関わりなく出店者の仕入、経費等の一切を負担しかねますのでご容赦ください。

20 賠償責任保険加入のお願い

出店を希望する団体・企業で、賠償責任保険未加入の場合は、加入をお勧めします。賠償責任保険加入・未加入を問わず、出店者が原因による事故(食中毒や異物混入による怪我等)が発生した場合は、出店者がその責任を負い、当事者間で解決していただくこととなりますのでご注意ください。

21 問い合わせ先

一般財団法人足立区観光交流協会

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所内 南館4階

TEL 03-3880-5853 FAX 03-3880-5769 担当 高橋、五井